

大隈体育館改修及び大隈小学校・嘉穂庁舎跡地利活用基本計画策定 業務委託仕様書

1 委託業務名

大隈体育館改修及び大隈小学校・嘉穂庁舎跡地利活用基本計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、大隈体育館の改修及び大隈小学校・嘉穂庁舎跡地整備に向け、嘉麻市地域整備基本計画及び地元からの要望や意見等を踏まえた基本計画の策定に係る業務を行うものとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日までとする。

4 業務内容

4-1 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分検討し、遂行にあたっての技術的方針や作業スケジュールを記載した業務計画書を立案・作成する。

4-2 現状の整理等

(1) 上位・関連計画の整理

「嘉麻市地域整備基本計画」やその他関連計画を整理する。

(2) 体育館・敷地（体育館及び小学校・庁舎跡地）の状況

- ① 体育館の建設年度、延べ床面積、部屋の構成、施設の現況等を整理する。
- ② 都市計画等、敷地にかかる法規制の状況、接道状況等を整理する。
- ③ 登記簿謄本、地籍調査等によって敷地の境界、地目、面積、形状、高低差等を整理し、所有者等を把握する。
- ④ インフラ（上水、下水（排水）、電気、ガスの供給）の状況を整理する。

(3) 現地及び周辺の状況

現地調査により当該敷地及び周辺状況を整理する。

(4) 現在の利用状況

既存資料により、大隈体育館及び大隈グラウンドの利用状況を整理する。

(5) 周辺の観光・展示施設の状況

既存資料により、本市内の観光施設・展示施設の規模、利用状況等を整理する。

- (6) 展示希望物品の状況
教育委員会等にヒアリングを行い、展示する可能性のある物品を整理する。
- (7) 改修事例の調査
本市内における公共建築物の改修の内容及び費用について整理する。
- (8) 法的規制
建築物の改修及び敷地の整備に関連する法的規制等について整理する。

4-3 体育館改修方針等の検討

- (1) 改修方針の検討
改修にあたって、展示施設を前提として、避難所及び大隈城山校屋内運動場の機能を備えた、基本の方針を検討する。
- (2) 施設配置の検討
施設内の配置・動線や施設との接道状況、敷地形状について3案程度作成し、実現可能性等により評価した上で特定の案を選定する。

4-4 大隈小学校・嘉穂庁舎跡地利活用方針の検討

- (1) 利活用方針の検討
嘉麻市地域整備基本計画及び地元からの要望・意見等を踏まえた土地利用の可能性を整理、比較し基本の方針を検討する。
- (2) ゾーニングの検討
跡地のゾーニングについて3案程度作成し、実現可能性等により評価した上で特定の案を選定する。

4-5 基本計画の検討

- (1) 必要機能、施設内ゾーニング及び諸室機能の検討
 - ① 体育館の一部を展示施設とする場合の、必要とする機能、設備、施設内のゾーニングを検討する。
 - ② 機能、設備に基づき必要とする諸室と規模を検討する。
- (2) 跡地の利活用の検討
跡地の利活用方針に基づき、ゾーニングに必要とする施設を検討する。
- (3) 基本計画の検討
 - ① 体育館基本計画図の検討（平面図、断面図の作成）
 - ② 体育館設備計画の検討（機械設備、電気設備の基本的な方針を整理）
 - ③ 跡地利活用基本計画図の検討（イメージ図の作成）
 - ④ 概算事業費の算定

4-6 今後の進め方等

立案した基本計画実現に向けて検討・調整が必要な事項について整理を行う。

4-7 報告書のとりまとめ

上記の検討結果を報告書としてとりまとめる。

4-8 打合せ協議

打合せ協議は3回とし、本業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うこととする。

5 成果品

成果品として、以下のものを提出する。

- ① 成果報告書
- ② 基本計画概要書
- ③ 基本計画
- ④ その他市から指示された資料
- ⑤ 上記①～④までの電子データ（CD-R又はDVD-R）1部

6 その他留意事項

- ① 受託者は、本業務の推進に当たっては、あらかじめ総括責任者等の推進体制を提出すること。
- ② 受託者の業務の実施にあたり、嘉麻市と連携を密に保ち、随時報告を行い本業務の円滑な推進に努めること。
- ③ 受託者は嘉麻市が必要と認めるときは、その求めに応じて会議等に参加すること。また、会議等に必要な関係資料の作成及び業務報告を求められたときは、速やかに応じること。
- ④ 提出された成果品の著作権は嘉麻市に帰属する。
- ⑤ 本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。